令和８年９月

事 業 場 各 位

建設業労働災害防止協会山口県支部

足場の組立て等の業務に係る特別教育のご案内

足場からの墜落・転落災害の防止対策の強化を図ることを目的として、労働安全衛生規則が改正され、この改正により「足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者」は特別教育の受講が義務付けられました。

このため、当支部では特別教育を、下記のとおり実施いたしますので、受講されますようご案内いたします。

記

１．日時・場所

開　催　日	場　　所	時　　間
令和８年 １１月２日（月）	**周南地域地場産業振興センター** 周南市鼓海 2-118-24	全科目（６時間） 8:50~16:30

２．科目及び時間

科　　目	時　間
①足場及び作業の方法に関する知識	3　時間
②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5 時間
③労働災害の防止に関する知識	1.5 時間
④関係法令	1　時間
計	6　時間

３．受講料等　　受　講　料　　７，７００円

テキスト代

建災防山口県支部会員　　０円　（２号会員は除く）

非　　会　　員　　９３５円

４．申込方法　建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局に
お問い合わせの上、事前予約をお願いします。
受講申込書は当支部のＨＰ（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。

令和８年９月

会　員　各　位

建設業労働災害防止協会山口県支部

職長・安全衛生責任者能力向上教育の実施について（ご案内）

時下、ますますご隆盛の段お慶び申し上げます。
平素からは、当支部の事業運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、職長・安全衛生責任者の役割は極めて重要であり、豊富な知識や高度な技能及び優れた指導力が必要であり、また、近年の関係法令の改正や新工法の開発等により、新たな知識が要求されています。

労働安全衛生法第１９条の２では、このような新しい安全衛生の知識等を習得するため、職長・安全衛生責任者教育を受講して概ね５年経過した者は、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」を受講するよう求めています。

当支部においては、この規定に基づき、職長・安全衛生責任者教育を受講した方々を対象として**「職長・安全衛生責任者能力向上教育」**を下記のとおり実施いたしますので、是非とも、受講いただきますようご案内いたします。

記

（１）日　　時　令和８年１１月９日(月)８時５０分～１６時１０分
（２）場　　所　山口県セミナーパーク
　　山口市秋穂二島 1062
（３）受講資格　職長・安全衛生責任者教育を受講後概ね５年経過した者
（４）受講料等　受　講　料　　９，９００円
　　テキスト代
　　建災防山口県支部会員　　０円　（２号会員は除く）
　　非　　会　　員　１，１５５円
（５）申込方法　建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。
　　受講申込書は当支部のＨＰ（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。

石綿取扱い作業従事者特別教育 のご案内

建設業労働災害防止協会山口県支部
山口市中央４－５－１６山口県商工会館４階
電話 083-924-3743　FAX 083-923-7252

《 講習主旨 》

事業者は、石綿含有建材等が使用されている建築物等の解体等の作業に従事させる労働者には、労働安全衛生法第５９条３項（労働安全衛生規則第３６条３７号）及び石綿障害予防規則第２７条により、石綿の有害性や石綿含有建材の使用状況、粉じんの発散抑制措置、保護具の使用方法等について**特別の教育を行うことが義務**付けられています。

当協会では、この教育を事業者に代わって下記のとおり実施をいたします。

１．教育内容

科　　目	範　　囲	時 間
石綿等の有害性	石綿の性状　　石綿による疾病の病理及び症状	３０分
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途　　事前調査の方法	１時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物又は工作物の解体等の作業の方法　湿潤化の方法　作業場所の隔離の方法　その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	１時間
保護具の使用方法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	１時間
その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)及び石綿障害予防規則中の関係条項　石綿等による健康障害を防止するための当該業務について必要な事項	１時間

２．講習時間　　午前９時３０分～午後３時３０分（休憩時間を含む）

３．講習実施日　　令和８年１１月１８日（水）

４．講習会場　　YMfg 維新セミナーパーク
（山口市秋穂二島 1062）

５．受講料　　７，７００円

６．テキスト代　　９９０円（建災防山口県支部会員はテキスト代無料）

７．受講申込手続　　**建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。**

受講申込書は当支部のＨＰ（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。

令和８年９月

事 業 者 各 位

建設業労働災害防止協会山口県支部

『自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育』のご案内

建設業の現場においては、比較的安易に使用できる自由研削といし（グラインダー）が、材料等の加工、切断に日常幅広く使用されています。

自由研削といしを使用した作業での労働災害の発生は、グラインダー本体、といし、取付け具、使用方法等の正しい知識と訓練の不足によるといしの破損、誤った取扱いによる切れ、こすれとなっています。

これらの労働災害を防止するためには、労働安全衛生法では、自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務は、特別教育修了者が行うこととしています。

労働安全衛生法第５９条（安全衛生教育）

３項　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

安全衛生規則第３６条（特別教育を必要とする業務）

１　研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

事業者に代わって、この特別教育をつぎのとおり実施いたしますので、受講されますようご案内いたします。

１．日　　時　　令和８年１１月２０日（金）８：５０～１６：２０

２．場　　所　　ポリテクセンター山口（山口市矢原１２８４－１）

３．「自由研削用といしの取替え等の業務係る特別教育」カリキュラム

科　　目	講習時間
自由研削用研削盤、自由研削用といし取付け具等に関する知識	２時間
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	１時間
関係法令	１時間
実技教育	２時間

４．定　　員　　５０人

５．受講料等　　受　講　料　　７，７００円

テキスト代　建災防山口県支部会員　　０円　（２号会員は除く）

非　　会　　員　　９３５円

６．申込方法　　建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局に
お問い合わせの上、事前予約をお願いします。
受講申込書は当支部のＨＰ（建災防山口県支部）又は分会でお求めください。